

— 当医院からのご案内 —

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨の届出を行っています。

■ 医療情報取得加算

当医院では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。このシステムにより、患者様の医療情報(受診歴、服薬情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を取得し、より安全で適切な診療を提供できる体制を整えています。

マイナンバーカードをお持ちの患者様は、受付時にご提示いただくことでスムーズな確認が可能になります。

■ 医療DX推進のための体制整備

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■ 歯科初診料の注1に規定する基準

当医院では、歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフが在籍しています。

■ 明細書発行体制加算

当医院では、診療の透明性を高めるため、すべての患者様に診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合はお申し出ください。

■ 口腔管理体制強化加算

当医院では、「口腔機能体制強化加算」の施設基準を満たしており、以下の取り組みを行っています。

- ・虫歯や歯周病予防のための PMTC(専門的な歯のクリーニング)やフッ素塗布を保険適用で提供
- ・訪問診療による口腔ケアやリハビリを保険適用で提供
- ・歯科疾患の重症化予防や高齢者対応に関する研修を受けた歯科医師が在籍

■ 歯科外来診療感染対策加算1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■ 歯科外来診療医療安全対策加算1

当医院では、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置し、以下の通り取り組んでおります。

- ・医療安全対策に関わる研修の受講並びに従業員への研修の実施
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具などの配置
 - ※AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置
- ・緊急時に対応できるよう、他医院との連携

病院名 りんくう総合医療センター
泉佐野市りんくう往来北 2-23
072-469-3111(電話にて連携)

■ 有床義歯咀嚼機能検査/咀嚼能力検査

義歯(入れ歯)装着時の咀嚼能力を測定するために、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えています。

■ クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■ CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて作製される冠やインレー(かぶせ物・詰め物)を用いて治療を行っています。

■ 光学印象

口腔内カメラにて口腔内を直接撮影してできた3次元データをもとに、高精度な補綴物を作製することができます。(補綴物の種類によっては保険が効かない場合があります)

■ 歯科技工加算・歯科技工士連携加算1・2

院内在籍の歯科技工士と対面、もしくは情報機器を用いて連携し、より良い技工物の作製に努めています。

患者様の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び義歯内面適合状態の調整を行います。

■ 口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

■ レーザー機器加算

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

■ う蝕歯無痛的窩洞形成形成加算

レーザー照射により、う蝕除去・窩洞形成を行います。

■ 歯周組織再生誘導手術

重度の歯周病により、歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

■ 手術用顕微鏡加算

手術用顕微鏡(マイクロスコープ)を導入しており、複雑な根管治療時に使用しています。

■ 手術時歯根面レーザー応用加算

保険適用のレーザーを用いた照射により、その手術対象歯の歯根面の歯石除去を行った場合に算定します。

■ 歯根端切除手術

手術用顕微鏡(マイクロスコープ)を用いて外科手術を行っています。

■ 歯科治療時医療管理

対象疾患にかかる患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等全身的な医療管理を行います。

■ 在宅患者歯科治療時医療管理

治療前、治療中及び治療後における患者様の全身状態を管理できる体制を整備しており、病院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

■ 地域医療連携体制加算

歯科訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

■ 在宅療養支援歯科診療所

在宅又は社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援しています。

■ 歯科矯正診断料

厚生労働大臣が定める疾患が原因の咬合異常等条件を満たした場合に保険内で矯正治療を行うことができます。

■ 歯科口腔リハビリテーション料²

自院もしくは他院で作製された口腔内装置の顎関節治療用装置を装着している患者様に指導や訓練を行います。

■ 長期収載品について

令和 6 年10月より、医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくこととなります。(差額の1/4が自己負担額)

尚、歯科医師の判断により先発医薬品を処方する場合、自己負担金は発生しません。

■ ベースアップ評価料

当医院では、令和7年10月より「ベースアップ評価料」の算定を開始しました。

この評価料は、令和6年6月の診療報酬改定により新たに設けられたもので、医療現場で働くスタッフの処遇を改善することを目的としています。これにより、質の高い医療サービスを安定的に提供し、皆様に安心して受診していただける環境作りを目指しております。算定に伴い、患者様の窓口負担が1回あたり10～20円程増加する場合がございますが、その上乗せ分は全ての医療スタッフの賃上げに充てられます。皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

医療法人 優樹馨会 いたう歯科医院
理事長 服部 由馨